

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構(非特定)

- 所在地** 東京都港区西新橋 2 - 8 - 6
電話番号 03-3508-5161 郵便番号 105-0003
ホームページ <http://www.jehdra.go.jp/>
- 根拠法** 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）
- 主務府省** 国土交通省道路局総務課、政策統括官付政策評価官（評価委員会庶務）
- 設立年月日** 平成 17 年 10 月 1 日
- 沿革** 「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）における道路関係四公団の民営化の方針を受け、道路関係四公団民営化関係 4 法に基づき、6 つの高速道路株式会社とともに設立。
- 目的** 高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。
- 業務の範囲** 1. 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付けを行うこと。2. 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）を行うこと。3. 協定に基づく会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）を行うこと。4. 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付けを行うこと。5. 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付けを行うこと。6. 政令で定

める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付けを行うこと。7. 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成を行うこと。8. 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務を行うこと。9. 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務を行うこと。10. 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行うこと。11. 10. の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務を行うこと。

財務及び予算の状況

<資本金> 5, 366, 355百万円

<国有財産の無償使用> なし

<予算計画>

(単位：百万円)

	区 別	中期計画予算 (平成 25～29 年度)	平成 25 年度予算
収 入	業務収入	9,639,782	1,571,277
	道路業務収入	9,635,229	1,570,354
	鉄道業務収入	4,554	923
	政府等出資金受入	553,176	109,673
	政府等補助金受入	183	30
	債券及び借入金	9,241,013	3,026,900
	社会資本整備事業収入	2,445	680
	業務外収入	0	46,141
	計	19,436,599	4,754,701
支 出	債務返済費	19,027,839	4,796,727
	東京湾横断道路償還金	37,891	6,195
	無利子貸付金	166,572	48,326
	経営努力助成金	—	1,902
	業務管理費	26,957	4,064
	高速道路管理費	13,219	1,667
	鉄道施設管理費	13,738	2,397
	一般管理費	7,285	1,371
人件費	4,739	911	

物件費	2,546	460
業務外支出	211,219	10,272
計	19,477,762	4,868,857

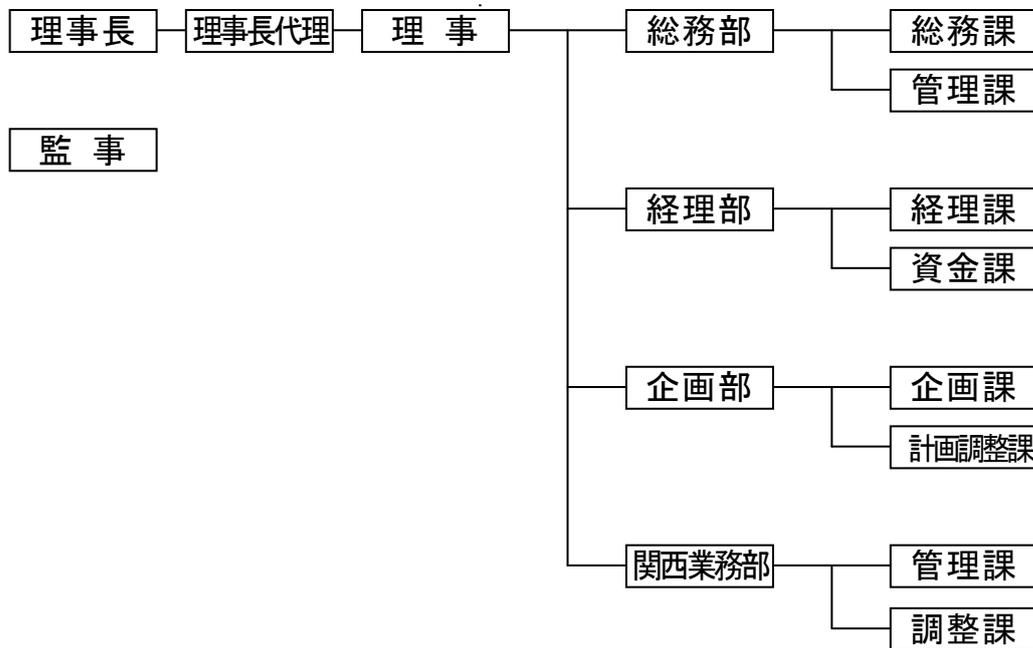
<短期借入金の限度額> 960,000百万円

組織の概要

<役員> (理事長・定数1人・任期4年) 勢山 廣直 (理事・定数3人以内・任期2年) (理事長代理) 荒川 光弘、武本 義郎、木谷 信之 (監事・定数2人・任期2年) 柴田 繁基、松田 紀子

<職員数> 90人 (常勤職員84人、非常勤職員6人)

<組織図>



中期目標

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。

II 業務運営の効率化に関する事項

機構は、会社（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。）第1条に規定する会社をいう。以下同じ。）と締結した協定に基づき、会社と連携協力しつつ高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援することを目的としていることから、会社が実施する高速道路事業の適切かつ効果的な実施及び安全性の確保を前提とした上で、業務運営の効率化に努めること。

1 組織運営の効率化

機構は、効率的な業務運営が行われるようその組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。

2 一般管理費の縮減

機構は、必要最小限の組織として、業務運営全体の効率化を図り、一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）については、平成24年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに5%以上削減すること。

3 入札及び契約の適正化の推進

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行い、取組状況を公表すること。

4 積極的な情報公開

機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、財務諸表等の法定の開示事項に加え、道路資産の保有及び貸付けの実態並びに債務の返済状況について、積極的な情報公開を行うこと。その際、広く国民に対し広報に努めるとともに、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努めること。さらに、会社に対しても、積極的な情報開示を促すこと。

また、機構の業務運営や高速道路事業に関して、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用すること。この場合において、そのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう必要な改善を図ること。

5 業務評価の実施

業務の効率性及び透明性の向上を図るため、業務実績の評価を実施すること。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、協定に基づき、会社と連携協力しつつ、以下に掲げる会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け、債務の返済等の業務を実施することにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるよう、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援する目的を達成すること。

1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け

① 機構は、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施すること。

② 機構は、貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」（平成24年12月3日設置）、社会資本整備審議会道路分科会道路メンテナンス技術小委員会（平成25年1月23日設置）等高速道路に関する各種有識者会議における再発防止対策等の検討の状況を踏まえ、国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させること。また、上記検討の状況を踏まえ、国及び会社と連携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図ること。なお、実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図ること。

③ 機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、その達成が適切になされるよう機構がリーダーシップを持って、会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えなどを通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図ること。

- と。
- 2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済
- ① 会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見通しについて十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定めること。
- また、債務引受限度額は、事業費の管理を適切に行うことができる範囲を単位として、適正な額を設定すること。
- ② 機構は、会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料については、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の設立後45年以内償うものとなるよう定めること。
- その際、毎事業年度の貸付料の額については、会社が徴収する料金収入及び高速道路の管理費の将来の見通しを勘案して定めること。
- また、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることにより、適正な貸付料の算定を図ること。
- ③ おおむね5年ごとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「法」という。）第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、適切な措置を講ずること。
- なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たすこと。
- ④ 機構は、承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握し、常時適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次に掲げる点に留意すること。
- 1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路（道路会社法第5条第2項第6号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。
 - 2) 首都高速道路（道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。）、阪神高速道路（道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。）並びに高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路以外の高速道路に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。
 - 3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受ける額（法第12条第1項第5号又は第6号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。）は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内であること。
 - 4) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）にあつては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。
 - 5) 全国路線網に属する高速道路以外の高速道路にあつては、業務実施計画（法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。）の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。
- ⑤ 会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を一層的確かつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図ること。なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進すること。

- ⑥ 債務の確実な返済のため、S A・P Aの維持管理における関連事業の費用負担の適正化、計画の変更等に伴い発生する不要資産の売却等を図ること。
- ⑦ 債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮する観点から、例えば金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行を行うなど、調達の多様化に努めること。
- 3 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け機構が国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を策定するとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。
- 4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け
機構は、国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。
- 5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み
- ① コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を行うよう、会社に促す仕組みを適正に運用すること。また、この仕組みを通じて安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を会社に促すこと。
- ② 助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、過去の助成案件を踏まえて適切に実施するとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図ること。
- 6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務
- ① 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、適正かつ効率的に実施すること。
また、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施すること。
- ② 車両制限令違反車両の取締りの強化を図るとともに、特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図ること。
- 7 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務の実施に当たっては、本州四国連絡高速道路株式会社と連携を図りつつ、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に係る影響の軽減を図ること。
- 8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務
本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を適切に行うこと。
なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施すること。
また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収すること。
- 9 業務遂行に当たっての取組
業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上、高速道路の利用促進及び技術開発への貢献に努めること。
- ① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進
業務の実施に当たっては、国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携を図ること。
- ② 高速道路事業の総合的なコストの縮減
協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復

旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促すよう措置すること。

③ 高速道路の利用促進

債務の返済に要する費用等を機構の設立後45年以内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促すこと。

なお、高速道路利便増進事業について、交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用すること。

④ 調査・研究の実施

内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、会社をはじめ関係機関に情報提供すること。

⑤ 環境への配慮

物品等の調達を行うに当たっては、環境物品等の調達により、環境への負荷の低減に配慮すること。

また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促すこと。

⑥ 危機管理

会社及び関係行政機関と協力して、大規模な交通事故、地震災害等不測の事態が生じたことによる影響を最小限度にとどめるために、より一層の迅速、的確かつ効果的な対応を取ることができるよう体制を確立し、日頃から高速道路の供用に重大な影響を与える事態を想定した情報の収集、伝達等に関する訓練を実施するなど、これまでの取組状況も踏まえ、会社とも連携を図りつつ、危機管理能力の一層の向上を図ること。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 財務体質の強化

債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図ること。

V その他業務運営に関する重要事項

1 業務の実施について

高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるようにするため、機構が実施すべき業務を厳格に実施するための仕組みについて検討し、例えば、「出向職員は出向元に関係する業務に携わらない」、「利益相反が生じる場合には、出向元以外の者がリーダーとなってチームを組む」など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図ること。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行うこと。

2 人事に関する事項

① 職員の能力及び実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人員配置とし、職員の能力の向上を図ること。

② 業務運営を効率化し、人員の抑制に努めること。

③ 人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

3 主たる事務所の移転

法で平成27年9月30日までの間、主たる事務所を東京都に置くこととされているところであるが、神奈川県への移転に関し、可能な限り早期移転できるよう検討を進めるとともに、必要な対応を行うこと。

4 内部統制について

総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書「独立行政法人における内部統制と評価について」及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知された事項を参考とし、内部統制の更なる充実・強化を図ること。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

貸借対照表

(平成25年3月31日)

(単位：円)

資産の部			
I	流動資産		
	現金預金		11,148,393,121
	有価証券		202,300,000,000
	道路資産貸付料等未収入金		231,105,918,585
	未収入金		53,260,871,821
	短期貸付金		121,155,702,388
	貯蔵品		2,289,349,259
	前払金		112,536,070
	前払費用		224,664
	未収収益		25,386,299
	その他		25,442,150
	流動資産合計		621,423,824,357
II	固定資産		
1	有形固定資産		
	建物	397,432,156,948	
	減価償却累計額	△ 99,672,431,905	297,759,725,043
	構築物	35,914,138,817,226	
	減価償却累計額	△ 6,037,035,871,030	29,877,102,946,196
	機械装置	1,192,368,446,550	
	減価償却累計額	△ 529,134,565,635	663,233,880,915
	車両運搬具	2,362,384	
	減価償却累計額	△ 2,244,265	118,119
	工具器具備品	3,222,904,752	
	減価償却累計額	△ 1,477,611,070	1,745,293,682
	土地		8,921,619,227,168
	建設仮勘定	652,689,599,339	
	減損損失累計額	△ 33,107,794,305	619,581,805,034
	有形固定資産合計		40,381,042,996,157
2	無形固定資産		
	借地権		251,835,580,827
	ソフトウェア		35,047,527
	鉄道軌道連絡通行施設利用権		2,723,075,916
	その他		1,128,031,497
	無形固定資産合計		255,721,735,767
3	投資その他の資産		
	長期貸付金		116,338,364,693
	敷金保証金		145,703,100
	投資その他の資産合計		116,484,067,793
	固定資産合計		40,753,248,799,717
	資産合計		41,374,672,624,074

負債の部

I 流動負債

1年以内償還予定機構債	3,652,180,900,000	
債券発行差額	△ 532,124,050	3,651,648,775,950
1年以内返済予定長期借入金		629,020,198,152
未払金		40,448,558,438
未払費用		82,295,320,291
預り金		28,067,387
引当金		
賞与引当金	49,499,862	49,499,862

流動負債合計

4,403,490,420,080

II 固定負債

資産見返負債		
資産見返補助金等	59,731,841,545	
資産見返寄附金	44,129,475,910	103,861,317,455
鉄道施設建設見返債務		220,692,793,322
長期預り寄附金		18,400,000,000
機構債	24,720,819,500,000	
債券発行差額	△ 118,043,408,056	24,602,776,091,944
長期借入金		1,431,227,907,296
長期未払金		481,594,100,000
引当金		
退職給付引当金	19,827,360	19,827,360

固定負債合計

26,858,572,037,377

III 法令に基づく引当金等

高速道路利便増進事業引当金		1,073,292,617,865
鉄道施設管理引当金		9,664,860,983

法令に基づく引当金等合計

1,082,957,478,848

負債合計

32,345,019,936,305

純資産の部

I 資本金

政府出資金		3,955,854,109,745
地方公共団体出資金		1,420,457,447,000
資本金合計		5,376,311,556,745

II 資本剰余金

資本剰余金		89,139,616
施行法第15条による積立金		850,932,684,950
損益外除売却差額相当額		△ 33,166,217
損益外減価償却累計額		△ 4,515,058,657
損益外減損損失累計額		△ 2,061,460,454

資本剰余金合計

844,412,139,238

III 利益剰余金

利益剰余金合計

2,808,928,991,786

純資産合計

9,029,652,687,769

負債純資産合計

41,374,672,624,074

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

損益計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位：円)

経常費用			
道路資産貸付業務費			
貸付原価			
貸付道路資産減価償却費	924,693,509,339		
固定資産除却損	43,736,892,879		
その他	2,061,582,318	970,491,984,536	970,491,984,536
経営努力助成業務費			
経営努力助成金	944,275,228	944,275,228	944,275,228
鉄道施設利用業務費			
利用料原価			
鉄道施設減価償却費	8,148,280,352		
租税公課	188,339,809		
支払管理委託費	322,710,159		
固定資産除却損	42,506,905	8,701,837,225	8,701,837,225
一般管理費			
人件費			
役員報酬	67,925,888		
給料手当	514,699,689		
賞与	95,574,521		
賞与引当金繰入額	49,499,862		
退職給付費用	4,155,860		
法定福利費	117,138,637		
雑給	19,793,417	868,787,874	
経費			
社用資産減価償却費	12,108,646		
地代家賃	182,563,356		
水道光熱費	4,140,289		
租税公課	166,730,879		
旅費交通費	30,622,020		
通信運搬費	19,254,134		
消耗品費	5,033,692		
業務委託費	199,401,827		
雑費	13,802,763		
その他	8,577,510	642,235,116	1,511,022,990
財務費用			
支払利息			
債券利息	408,921,382,542		
債券発行差額償却費	10,833,012,926		
支払利息	31,449,833,745	451,204,229,213	
債券発行費		8,616,987,916	
その他の財務費用			
債券償還手数料	19,105,100		
その他	384,705,919	403,811,019	460,225,028,148
道路資産取得関連費用			
道路建設人件費償却費		18,428,519,877	
道路建設経費償却費		23,370,281,393	
道路建設金利償却費		53,546,061,313	95,344,862,583
雑損			109,206,025
経常費用 合計			1,537,328,216,735

経常収益

道路資産貸付料収入		1,573,806,005,112	
鉄道施設利用料収入		766,892,785	
占用料収入		2,117,682,156	
連結料収入		2,150,883,580	
その他の収入		791,329	
補助金等収益			
東日本大震災災害復旧補助金	5,503,827,802		
本州四国連絡橋維持修繕政府負担金	25,095,000	5,528,922,802	
資産見返負債戻入			
資産見返補助金等戻入	1,468,372,987		
資産見返寄附金戻入	1,953,992,602	3,422,365,589	
鉄道施設建設見返債務戻入		8,140,277,472	
財務収益			
受取利息	781,859,873	781,859,873	
雑益		157,241,513	
経常収益 合計			1,596,872,922,211
経常利益			59,544,705,476

臨時損失

高速道路利便増進事業引当金繰入		45,188,372,665	
固定資産売却損		121,240,155	
固定資産譲渡損		16,587,649,973	61,897,262,793

臨時利益

高速道路利便増進事業引当金戻入		353,960,720,973	
鉄道施設管理引当金戻入		392,961,765	
固定資産売却益		92,017,196	
前期損益修正益		4,960,182,265	
その他		6,593,563,758	365,999,445,957

当期純利益 363,646,888,640

前中期目標期間繰越積立金取崩額 33,775,480

当期総利益 363,680,664,120

